

島根県企業誘致支援業務 企画提案説明書

令和2年2月14日

1. 目的

本業務は、民間の営業経験を活かすことにより、行政の活動では接触が困難な企業の立地情報を収集し、島根県への企業誘致を促進するために実施する。

2. 委託業務の内容

- (1) 業務名 島根県企業誘致支援業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (3) 業務の内容 別紙1-1「令和2年度島根県企業誘致支援業務に関する企画提案仕様書」のとおり

3. 参加資格

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。
- (2) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - ⑤ 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - ⑥ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、又はコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に企画提案参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席を要請する。

(1)募集期間	令和2年2月14日（金）～令和2年2月27日（木）17時 ※企画提案説明書は、県企業立地課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------

(2)説明会	令和2年2月21日(金) 13:30~15:00 島根県庁6階 605会議室(島根県松江市殿町1番地) ※説明会参加希望者(企画提案参加表明の必須要件ではない。)は、 企画提案募集説明会参加申込書(様式4)を令和2年2月20日 (水)15時までに持参又はFAXにより1部提出する。
(3)企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案への参加表明書(様式1)を令和2年2月27日(木)17時までに持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(4)参加資格通知予定日	参加者表明書を受理後速やかに通知する。
(5)質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書(様式2)にて令和2年2月27日(木)17時までに持参またはFAXにより提出すること。
(6)質疑の回答方法	回答は、企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。なお、回答は企画提案への参加表明書に記載された連絡担当者に対して、FAXにより送信するので必ずFAX番号を記載すること。 なお、FAX番号の誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。
(7)質疑の回答予定日	令和2年3月2日(月)
(8)企画提案書提出期限	令和2年3月11日(水)17時
(9)提案者プレゼンテーション及び審査予定日	令和2年3月16日(月) ※プレゼンテーションの時間及び場所については、企画提案への参加表明書提出者に別途通知する。
(10)提案者プレゼンテーションの方法	提案者ごとに、企画提案書による説明の後に、審査委員からの質問時間を設定する。
(11)委託予定事業者の決定	令和2年3月中旬
○提出先及び問い合わせ先 島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一G 担当:三成(みなり) 〒690-8501 松江市殿町1番地(島根県庁本館2階) TEL:0852-22-5295 FAX:0852-22-6080	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書(様式3)により作成する。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。(様式3の2. 企業誘致につながる情報収集活動全般に限り、別添の資料による説明を認める。ただし、様式3の2. の項目に沿った資料となるように努めること。)
(2)提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・計8部提出すること。 ・令和2年3月11日(水)17時までに持参又は郵送により提出す

	<p>ること。</p> <p>※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。</p>
(3)その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書を1部提出すること。
(4)企画提案等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。 ②作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。 ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。 ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。 ⑤虚偽の内容が記載されているもの。 ・県が規定する所定の要件に合致した適正な提案書を作成の上、提案者プレゼンテーションに参加した企業に対しては、企画提案に係る経費を、1提案あたり20,000円（消費税等含む）支給する。支給は、単独の法人はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して行うが、受託者及び資格審査により参加資格のないものに対しては支給しない。 ・企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。 ・企画提案の採否は、文書で通知する。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。 ・提出された書類等は、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）に基づき開示する場合がある。

6. 審査方法等

(1)審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会において、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の受託者として選定する。 ・企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
(2)審査内容	別紙2「企業誘致支援業務企画提案評価基準」のとおり
(3)応募者への採否通知	令和2年3月中～下旬までに、提案者全員に通知する。

7. 契約内容等

(1)委託期間	令和2年4月1日以降で契約を締結した日～令和3年3月31日
(2)委託料上限額	87,600千円（消費税及び地方消費税を含む）
(3)契約方法	受託予定事業者と委託内容について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。なお、令和2年度当初予算の成立が前提となるので、契約を行わない場合や事業執行しない場合、又は内容等に変更が生じる場合がある。
(4)委託料の支払	原則として精算払とする。ただし、業務上必要と認められる場合は、概算払いを行うことができる。
(5)一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(6)契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(7)著作権等	本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとする。
(8)個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を遵守すること。
(9)契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。

(様式1)

令和 年 月 日

島根県知事 様

(単独法人またはコンソーシアム代表者)

所在地

会社名

代表者名

印

(連絡担当者)

職・氏名

TEL

FAX

E-mail

島根県企業誘致支援業務委託事業の企画提案への参加表明書

この業務の企画提案に参加したいので、関係資料を提出します。

1 提案者の概要

単独法人または コンソーシアム 代表者	法人名・代表者名			
	本社所在地			
	資本金(千円)		従業員数(人)	
	業種 営業種目			
コンソーシアム 構成員	法人名・代表者名			
	本社所在地			
	資本金(千円)		従業員数(人)	
	業種 営業種目			

2 確認事項 (該当するものに☑)

- 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しない
- 国又は地方公共団体との契約に関して、現在指名停止を受けていない
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない

3 企画提案に係る経費の振込先

振込先	銀行名		支店名	
	口座種別		口座番号	
	口座名義人(カナ)			

【記載についての留意事項】

記載欄は適宜増減してください。

【添付資料（各1部添付してください。）】

- ・ 島根県内に事務所を有する者：県税に関する納税証明書(発行後3か月以内のもの、原本)
- ・ 島根県内に事務所を有しない者（島根県に納税義務のない者）：本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書(発行後3か月以内のもの、原本)

※納税証明書について、コンソーシアムによる参加の場合は、構成員すべての証明書を添付してください

- ・ コンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアム協定書の写し
- ・ 会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）

(様式2)

令和 年 月 日

島根県知事 様

(島根県商工労働部企業立地課 三成 行き)

(FAX : /0852-22-6080)

会 社 名 _____

代 表 者 _____

住 所 _____

担 当 者 _____

連 絡 先 (電話) _____

(FAX) _____

島根県企業誘致支援業務委託事業に係る企画提案質問書

項 目	内 容

(様式3)

島根県企業誘致支援業務委託事業 企画提案書

提案者

(コンソーシアムの場合はすべての構成法人又は個人名を記載してください)

【記載についての留意事項】

必要に応じて記載欄の増減や別資料の添付を行ってください(枚数制限なし)

1. 企業誘致につながる情報収集業務に対する基本的な考え方

(1) 社内の実施体制

(2) 成果目標及びその考え方

(3) 中山間地域に企業誘致を進めるための工夫

2. 専門員及び特任員の配置

(1) 活動圏域別の誘致活動方針

(2) 専門員及び特任員の配置計画と確保方法
(既に候補者がいる場合はその経歴等)

(3) 専門員及び特任員の活動目標

(4) 専門員及び特任員の育成方法

3. 本事業の目的を達成するために効果的な事業に関する独自提案

4. 類似事業についての実績

実施年度、事業名、事業概要、契約額（千円、税込）、発注者等を記載下さい。

5. 業務委託に要する見積価格

見積書を添付してください。

(様式4)

令和 年 月 日

島根県知事 様
(企業立地課 三成行き)
(FAX/0852-22-6080)

会社名
代表者名

島根県企業誘致支援業務委託事業に係る企画提案募集説明会
参加申込書

標記の説明会に参加します。

連絡先	会社名	
	住所	
	電話番号	
	FAX	
	担当者名	
	参加予定者	